職種：警備業務　　職務：施設警備

【概要】

　事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等の諸施設において、契約施設の安全と秩序を維持することを目的として、盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務である。施設の出入管理、巡回、監視などの業務が含まれる。（警備業法第2条第1項第1号の業務）

【仕事の内容】

施設警備の対象となる場所は、事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等のほか、倉庫、官公庁、工場、病院、百貨店などのあらゆる種別の施設に及んでいる。警備員は、警備対象施設に常駐し、受付・出入管理、施設内外の巡回と監視等により業務を行う。これらの警備活動を通じて、不審者の発見・排除、未施錠箇所の発見・対処、賊の侵入を容易にする場所の発見・対処、犯罪及び災害発生時の被害拡大の防止、放火や失火の未然防止などを行う。

警備対象となる施設の規模によって異なるものの、一般的には複数の警備員が警備部隊を編成し、一定の役割分担のもとで相互連携しながら業務を行うため、警備隊内での密接な連携・協力が求められる仕事である。

【求められる経験・能力】

1. 入職に際して特別の資格保有が求められることは通常ないが[[1]](#footnote-1)（注）、入職後は、警備業務検定（施設警備業務）の合格に向けて、専門知識や技能の自己研鑽に努めることが期待される。
2. 警備業務に携わる者には、一般市民生活や契約先の安全、ひいては公共の安全と秩序の維持等に寄与するという社会的使命感が求められる。特に施設警備では契約先から鍵を預かるため、信頼が極めて重要である。施設警備に従事する警備員は、常に清廉潔白を旨とし、契約先から全幅の信頼を獲得するよう努力することが求められる。
3. 施設関係者や施設来場者などから信頼を得、本来の警備業務に協力して貰えるよう日頃から好感を持たれるような態度や節度ある行動をとり、人格のにも努める必要がある。
4. 施設警備は当該地域社会の安全、秩序維持に強く貢献する業務であり、ひとたび事故が発生すると、契約先だけの問題にとどまらず、社会問題に発展することにもなりかねない。このため、施設警備に携わる者には、関係法令はもちろん、一般社会に及ぼす影響についてよく理解し、より高度な施設警備を行うことができるよう、絶えず警備技能向上に努める姿勢が求められる。

【関連する資格・検定等】

* 警備業務検定（施設警備業務１級・２級）〔警察庁　警備業法〕
* 警備員指導教育責任者（１号業務）〔警察庁　警備業法〕
* 自衛消防業務講習（消防庁　消防法）
* 普通救命講習・上級救命講習（消防庁　応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱）

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

４５３　警備員

1. （注）次のいずれかに該当する者は、適正な警備業務の実施は期待できないと考えられるため、警備員となることができない。（警備業法第14条）。

①18歳未満の者、②成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの、③禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者、④最近5年間に、警備業法の規定、警備業法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者、⑤集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者、⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの、⑦アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者、⑧心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの [↑](#footnote-ref-1)